

会議録

会議の名称	平成27年度第6回西東京市子ども子育て審議会専門部会
開催日時	平成27年9月15日（火曜日）午後7時から9時まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎 5階 第502会議室
出席者	委員：谷川専門部会長、古川副会長、加藤委員、武田委員、吉田委員、吉野委員、上田専門委員 事務局：子育て支援部長 金谷、子育て支援課長 中尾根、保育課長 保谷、児童青少年課長 齋藤、子ども家庭支援センター長 日下部、保育課主幹 武田、子育て支援課調整係 阿久津、栗林、保育課保育係 増田、本庄、吉牟田 欠席者：網干委員、丸木委員、三浦委員
議題	1 審議 保育所入所選考基準の見直しについて 2 その他
会議資料の名称	資料（席上配布） 資料1 入所選考基準改定の検討課題について 資料2-1 入所選考基準の変更点について（基本指数） 資料2-2 入所選考基準の変更点について（調整指数） 資料2-3 入所選考基準の変更点について（優先項目） 資料3-1 1歳児入所シミュレーション（変更前） 資料3-2 1歳児入所シミュレーション（変更後） 資料3-3 3歳児入所シミュレーション（変更前） 資料3-4 3歳児入所シミュレーション（変更後）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 審議 保育所入所選考基準の見直しについて</p> <p>（事務局から資料について説明）</p> <p>○事務局： 資料1には、前回の専門部会で今後の検討課題とされたことへ対応を記載している。 資料2-1から2-3は、現行の選考基準と改定案を示している。現行基準・改定案のそれぞれに資料1の内容を踏まえた変更箇所を下線を引いている。網掛けは入所選考にあたり特に影響がある箇所である。 資料3では、現行基準と改定案との変化を、モデル世帯を想定して入所の順位で示した。シミュレーションには、今回の改定の影響を大きく受ける1歳と3歳を採用した。</p> <p>○谷川専門部会長： 資料1の最初から検討していきたい。 (1) 出産のため保育にあたれない場合の指数を35から50にし、範囲も医師の判断で安静を要する場合は加えたことについては、いかがか。</p> <p>○加藤委員：</p>	

出産が終わって育児ができる状態になったあとはどうなるのか。

○事務局：

出産月の前後2か月を含めた5か月間が終了した時点で一旦退園となる。その後も入所を希望する場合はまた申請が必要になる。

○谷川専門部会長：

退園を要するという通知を出すのか。

○事務局：

最初の通知に「いつまで」と書かれている。退園いただく約束で事務を進める。

○谷川専門部会長：

医師の診断書で対応した場合はどうなるのか。

○事務局：

医師が「休養が必要」とした期間を基に入所期間を設定していく。

○谷川専門部会長：

入園が認められた時点で、保育を受ける期間を保護者も園もわかっている。少子化を食い止めるという意味でも、(1)①は異論なしということによいか。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

②若年保護者については、前回の部会で、若年保護者は社会福祉の制度から遠ざかっているため何とか保育の制度の利用を促せないかという話があった。

今回事務局の説明は、養育困難な虐待の恐れのある家庭は、子ども家庭支援センターから意見が付される場合、資料2-1の別表の1で指数等に関係なく入所できる制度があることから、若年の親についての項目は特に設けていないとのことである。

○上田専門委員：

現在の入所基準のままにするなら、若年も含め養育困難家庭の考え方への理解を深める必要がある。同居の親、子から見ると祖父母、の問題に取り込まれて養育の状態が非常に不安定になり、親らしくなることを妨げられているケースがかなり多い。同居しているから大丈夫ではなく、子ども家庭支援センターの職員のアンテナがより求められると思う。

○事務局：

市では、健康課が妊娠届で情報を集約し、病院からも情報が集まってくる。場合によっては出産前に状況確認の訪問をする。また、同課で行っているこんにちは赤ちゃん訪問事業は、原則として全数訪問し、支援が必要なケースは、要フォローリストを作って健診状況や予防接種の状況等を継続的に見る。

家庭要因等で気になるケースは、要保護児童対策地域協議会の中で、子ども家庭支援センターと健康課が情報共有をしながら関わる。

日中保育で子どもの保育を保障しながら母親、父親または保護者としての祖父母の養育力を高めるために介入する場合、保育園の入所要件として意見書を出している。

19歳以下での出産はここ数年8、9件で増える傾向はない。そのうち特定妊婦は、26年度が2名、今年度はまだ出産していないが妊婦で3名いる。その方たちの家庭状況等は把握しており、昨年は1名が保育園に入所した。このほかに出産時の母親の状態で、子どもへの影響を考慮して意見書を書いたケースが6名、その中の1名が若年だった。

○上田専門委員：

市が、妊娠届から個別のグループ支援まで丁寧にやっているのは把握している。ただ、若年に限らず、虐待のリスクの高い親子は転入出がかなり激しい。ある程度の健診事業も済んでから転入してきて、状況が把握できないうちに深刻な状況になる場合もある。若年も含めた養育困難な転入者を、丁寧に発見していくことも必要だと思う。

○谷川専門部会長：

前回の議論では、若年の定義が難しいという話が出た。

別表の1を乱発すると、虐待疑いになったらみんな保育園に入れる。昨年度意見書を書いた方が6名とのことだったが、保育園の少ない席をそういう方で埋めていいのかという問題もあるし、保育園だけがそういう養育困難家庭を救う方法でもない。

例えば、入所基準としては若年という項目は設けず、答申の中で、保育園は親の就労等を支えると同時に子どもを守るものでもあるので、子ども家庭支援センターを中心にアンテナを高く持ってほしい、ということを書き込むような形ではいかかがか。

○吉田委員：

別表の1には「再び行われるおそれがある」とある。これまで虐待を行っていないが、今後かなりの高確率で行いそうな人は入らないのか。

○事務局：

児童養護施設等に一時保護または保護された方が、保育園入所という条件で家庭に戻る場合がある。それが「再び」という要件になっている。

○谷川専門部会長：

現行の規定では、児童虐待を行うおそれが高い場合は入らないということか。

○事務局：

現行の別表には子ども子育て支援法が始まる時に国から示された優先項目を掲載している。それ以外に、ここには書かれていないが、「市長が特別に認める事由」というものを設けており、虐待をするおそれのある方等、別表の規定にぴったり当てはまらない方についてはそちらで対応している。

○吉田委員：

それほどここにも書かれていないということか。

○事務局：

今回の資料の中では書いていないが、入所案内には記載している。

○谷川専門部会長：

子ども家庭支援センターは、虐待の疑いで保育園に入れなければならない家庭は、児童虐待を現に行っている家庭とみなしているという判断と、それで条件があてはまらなければ、市長が定める特別な事由があるとして対応しているということではないかと思うが。

○吉田委員：

この文章の中ではそこまで入っているのが分からなかった。別表の2(DV)も、疑いがある人も含まれているということではないのか。

○事務局：

DVは客観的な評価ができないものなので、御本人が暴力被害者だと相談してきたケースは、DV被害者ということで支援をしていくことになる。

○谷川専門部会長：

別表の2は、たとえば警察の意見書とか、住民票の支援措置をするときは指定された関係機関の意見書とか、そういうものは必要なのか。

○事務局：

住民票がないけれど、今いる場所で生活し自立するために保育園入所が必要なケースの場合には、意見書を書く。

○谷川専門部会長：

別表の2の状態だと判断するのはどの機関か。

○事務局：

市の男女平等推進係に専門セクションがあるので、そこが対応する。

○谷川専門部会長：

虐待の疑いという事例についても、子ども家庭支援センターが「お子さん若しくは親にとって日中の保育の確保が必要」とみなせば、この規定を使うこともできる。虐待の子どもに対してのアンテナを高く持ってほしいということ答申につけてはどうか。

○古川副会長：

通告に対しては、かなり住民の方の意識があがってきていて、子ども家庭支援センターへの通報が増えている。民生委員にも一般の方から声が届くようになった。学校も前よりもすぐにのどかに連絡しようとなっている。感度は高くなっていると思う。

○谷川専門部会長：

それであればなおのこと、機能させてほしい、という思いも込めて、答申に書いていくのがいいかと思う。

○吉野委員：

本当に必要とされている方は転入出が多くて後を追えないということだったが、そういう場合はどうするのか。

○事務局：

各自治体がハイリスク者として把握しているケースは、異動先が確認できていれば、子ども家庭支援センター間で情報を引き継ぎ、支援をつないでいる。

○谷川専門部会長：

では次に資料2-2の5、6にはいる。まず5番は。

○事務局：

今までは、きょうだいがいて、下の子の育休中に上の子を自宅で見ている場合、例えば両親の点数が50+50で100点だった場合、上の子は100点だが、下の子は育休の加点で105点となり、下の子は保育園に入れても上の子が入れないという現象が起きていた。前回の専門部会で、それは世帯としてみるべきだというお話をいただいたので、今回上の子も育休の加点の対象とした。

○谷川専門部会長：

育休中は上の子も家で見ることを推奨するためにも、いいのではないか。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

次に6番の説明をお願いしたい。

○事務局：

上のお子さんが認可保育園に入っていて、下のお子さんが生まれて育休に入るときに上のお子さんも辞めた場合は、下の子の育休明けに下の子と一緒に申請をすると上の子は115点に、下の子は育休なので105点になる。

さらに、いままでは下のお子さんが1歳又は1歳半を過ぎて育休を取る場合に上のお子さんは保育切れで退所となり、そのちに再入所する場合にのみ15点が付いていたが、下のお子さんの育休にあわせて上のお子さんの保育が切れる前に自主退園した方に対しても、家庭保育をしていただくことと保育園の枠を空けていただくことに対する優遇として+15点となっている。

○谷川専門部会長：

これも、今までの議論の流れだとよいのではないか。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

次に、地域型保育所を利用する児童の卒園後の受入れについては、地域型保育所の子が3歳になった時の行先をどうするのかということと、最初に保育所を選ぶときから小学校就学前まで入っていただける所にこだわることを軽減するために新規に規定するもので、これも今までの流れでいいのではないか。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

では次に、きょうだい同一の保育所の利用を希望する場合について、調整指数の点数を+5から+8に加点することだが、説明をお願いしたい。

○事務局：

前回の議論で、入園するときはきょうだいがいるから優先するというのではなく、入園したあとで同一園に転園したい場合には優先しようという趣旨である。

○谷川専門部会長：

保連協の申入書に書いてあった、「転園希望に必ずしも優先されておらずの根拠が分からなかったのだからいかか。

○加藤委員：

転園のときにポイントはつくが、それ以外にも調整指数等で点数を付けていくと、きょうだいがいることでの転園は特段優遇はされていない、というところだ。今回は従前の規定より3点増となっているのだが、ほかの項目と相対的にみると特段有利になっていないという記載である。

○三浦委員：

シミュレーションの資料を見ると、3歳の方はあまり順位の落差がないようにみえる。あえていえば、資料3-2で見ると、変更前順位9番の方が2番へと非常に優遇措置になる代わりに、変更前順位が2位だったのが6番になっているところか。

○谷川専門部会長：

いままでは+5点で実質的にはたいして優遇されていなかったものが、優遇されるようになる。インパクトはある。

○三浦委員：

そうなれば、認証保育所にいったん入ってから転園する方が少なくなると思う。

○事務局：

シミュレーションでは1園分しか出していないが、転園のもとになった施設は空きが出るので、新規入園の枠は市内全体では変わらない。今までなら入れていた人が入れないというような変化はそこまではないと考えている。

旧基準だと転園の点数が低いので転園できない。転園元が空かないのでその待機児も入れない。転園希望先の待機児だけが入れられる。新基準では転園できて、転園元にできた空きに待機児が入れる。前者は1人の満足で後者は2人の満足なので、転園先の園で待っている方は確かに入れなくなってしまうが、全体的な満足度は上がると考える。

○谷川専門部会長：

順位づけは相対的なものなので、誰かが上がれば誰かが下がる。きょうだい児は、今の事務局の説明で、うまくいくケースはすごくいいのだろう。満足できる子が増えて、市のサービスの効果が上がるという考えはあると思うが、そうとも言えないような気もする。

資料1をひととおり審議したら、次はシミュレーションで特に順位の下がる人について丁寧にみたい。社会情勢を反映してみんなが納得できるものか改めて議論する。

○三浦委員：

変更前順位6から9にさがる人がかなり冷遇されているように見える。ひとり親で、お仕事もしてなくて、自宅保育をしていて、誰も家族がいなくて、求職中だけど入れないということが出てきてしまっているのか。

○吉野委員：

そういう人は認証保育所に来る。

フルタイムで働いている人たちばかり点数が高いのはどうなんだろうと思う。

○谷川専門部会長：

コンセプトとしては今回非常によくできているし、全体のバランスもものすごくよく検討してある。次回は、シミュレーションについて丁寧にやることとしたい。

○加藤委員：

今回設定の大前提として、出産される方を手厚くするという考え方だったと思うが、2人目以降の出産を、きょうだいと同じ園になかなか入れないことの大きな負担を考えて産み控えしている家庭が多い。きょうだいと同園に入れるのは親の負担軽減だけではない。別園に行くことで子どもたちの保育時間が長くなり、寝る時間が遅くなるとか、食事時間がうまく取れないとか、子どもに負担がかかる。保連協は子育ても配慮が必要だということを踏まえて要望をだしている。

ただ、一方でこんなに点数が低くていいかと思う例もたくさんあるので、最終的に全体を見てバランスを直せたらいい。

○谷川専門部会長：

では資料1の裏面に進む。就学等の指数の改定は、見送ることとしている。

○上田専門委員：

入所申込みのときに、大学生は講義日程が決まっておらず1日にどのくらい学校に行くか分からない。1日に1科目しかとらない可能性もあるのに保育園の時間を要するのかな、ということを議論するというのでいいか。

○事務局：

進学先によって、丸々1日その学校にいる場合もあれば、実際に授業に出るのは2時間程度の場合もある、いろんな括り方があるので、効果的な判断を見極めるのが難しいと考えた。

○谷川専門部会長：

入所選考は市の行政としての決定なので、根拠が極めて重要であると思う。根拠が示しにくいものは見直し見送りでやむを得ないのではないか。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

次に、多子世帯調整指数適用範囲は、小6まではカウントするということか。

○事務局：

それはあくまで案である。義務教育の年齢を考えて中学生以下が妥当ではないかという案もあった。一方で中学生はある程度自分自身の面倒を見られると考えると小学生以下が妥当という案もあった。審議会でより良い案をご提示いただきたい。

○上田専門委員：

保育園のお迎えは中学生でもいいのか。

○三浦委員：

中学生になると保育園のお迎えに行ける。

○谷川専門部会長：

例えば特別支援学級に通うのも、中学生になると、基本的には送迎なしで、本人の力で通う。小学生で支援学校・支援学級や適応指導教室に通う場合は、基本的には保護者の送迎が必要だ。事務局の提示した案はすごく適切だと思う。

特別支援学校中等部とあるが、中学校の特別支援学級はどういう扱いになるのか。

○事務局：

「等」の中に含む。

多子世帯の負担軽減のために、どうしても手がかかる小学生くらいまでを対象にした。ただ、障害のあるお子さんがいる場合については、御家庭の中でも大変な部分があるということを考慮して中学校くらいまでは対象にしようと考えた。

○谷川専門部会長：

多子世帯はここでカバーするというので行きたい。この規定ですごく励まされる世帯もあると思う。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

次に、多胎児への配慮について、もう一度説明をお願いしたい。

○事務局：

家庭内に保育園を使っていないお子さんが二人いて、その二人が同時に入所申請をした場合にある程度配慮しようというもの。多胎児のお子さんがバラバラの園に入るのは想像しづらい。ほとんどは、これから一緒に入ろうとする方であれば、優先項目のなかに配慮項目があるので、ほかの配慮項目は要らないのではないかとということだ。

○谷川専門部会長：

双子や三つ子が同時に申し込んだ場合は、改定案の第5優先項目②でカバーできる。

○事務局：

三つ子の場合はその項目が反映されると同時に、「未就学児が3名以上」ということで調整指数の+1点がつく。

○三浦委員：

初めての出産が双子で、ご両親が近所にいて、育休中の復職希望であると、それぞれの子につくポイントには、1人の子との差はないということか。

○事務局：

指数での差はつかない。指数が同点で第5優先項目まで同位だった場合に差がつく。単身赴任とか障害のあるお子さんよりは下になる。

第5優先項目は多く該当する人が優先される。今申し上げた世帯だと子どもが1人なら①⑤が該当、双子だと①②⑤に該当する想定である。

○加藤委員：

微妙なバランスなので、いじらなくてもいいのでは。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

(6)は、自営業には育児休業という制度がないため外勤者の育休に比べると不公平だとの声があったものだったと思う。

自営は実態を把握しづらいし、実態と異なる申し出を助長することもあるのか。

○三浦委員：

実態は出産後に仕事を休んでいても、家業に就労しているという就労証明を家族が出せれば、保育園に預けられてしまうということか。

○加藤委員：

虚偽の申請が発覚した場合、即退園だとかの罰則的なものはあるのか。助長する可能

性があるだけで、自営の人に厳しい基準になるのはいかがなものか。

○谷川専門部会長：

これは自営の人の育休に関する事なので、自営の人の保育園入所というよりは、自営の育休がない人に育休に匹敵する項目がないことが不公平か否かという問題だ。

○事務局：

西東京市の場合、就労に関しては自営の居宅内就労も居宅外就労も点数が高い。ただ育休明けの加算はないということだ。自営業の中には育休という制度がないので、そこでの優遇はむずかしい。

就労の部分も、ご本人の申告に合わせて対応しており、その辺は全体でカバーしているのではないかと思っている。

○谷川専門部会長：

事務局案のとおりでよろしいのではないかと思うが。

(異論なし)

○事務局：

加藤委員から御質問が出ていた部分があるので、そこに答えたい。

出産の指数を50点にするに当たって、育休中に第2子を出産される方の場合と、第1子出産後にフルタイムで職場復帰したのち第2子を出産される方の場合のポイントの比較をしてほしいとの御提案をいただいた。

事務局としては今挙げた2つのパターンはどちらも100点と想定をしている。育休と出産の要件は併用されないようになっている。育休中の方が出産する場合、出産を要件として申し込んだときには育休の指数はつかない。

○加藤委員：

出産という状況において、連続で生む方と、産んでから一旦職場復帰してからまた出産する方と、タイミングによってポイントが大きく変わるのかどうか。ポイントに差がつくのであれば皆さんのご意見をいただきたいという趣旨だった。点数はどちらも100点ということなので、特段問題はないと思う。

○谷川専門部会長：

では(7)に入る。

○事務局：

現行の基準の優先項目で、育休中の方と認可外保育施設に通っている方で若干差が出るところを見直したものだ。

○谷川専門部会長：

ここは前回の議論でもおおむね良かったのではないかと思う。認可外を使うことで得られるポイントを目当てに育休を早く切り上げるのは本末転倒であること、雇用主が認

める範囲まで育休をしっかりととれるような制度にしていこうという趣旨だった。

(異議なし)

○谷川専門部会長：

では、今回は(8)以降を審議したあとに、シミュレーションで、特に順位が下がる方について丁寧に検証するということにしたい。

2 その他

○事務局：

9月7日に市議会文教厚生委員会が行われ、審議会で答申をいただいた利用者負担及び育成料について現案のとおり可決されたので御報告する。明日の本会議で可決されれば成立となる。

○事務局：

次回の専門部会は、9月30日(水)午後7時から503会議室で開催する。その次の専門部会は10月7日(水)の午後2時から503会議室で開催する。

閉会